

## 第18回戸籍制度に関する研究会 議事概要

- 1 日 時：平成28年11月7日（月）16：00～18：00
- 2 場 所：法務省民事局会議室
- 3 出席者：窪田座長，阿部委員，石井委員，磯谷委員，神部委員，木村（敦）委員，木村（三）委員，須藤委員，高橋委員，畑委員，福田委員，三橋委員
- 4 概 要：法務省から配布資料に関する説明を行った。引き続き，自由討論が行われ，大要，以下のような指摘がされた。

### 【戸籍に関する国民の意識調査について】

- 戸籍法第10条第1項の本人等請求の制度上，原則として請求事由を明らかにする必要がなく，実際に交付請求書に請求事由が記載されていないものかなりの件数としてあるのではないか。戸籍証明書の利用目的の順位についても，その旨，若干触れた方が良いのではないか。

・本籍地についての調査結果について，実務を担当している者からすると，戸籍の届出及び証明書の交付請求の場面で，自身の本籍を正確に知らない人の割合がもっと多い印象がある。

### 【マイナンバー連携における戸籍情報の提供方法について】

- マイナンバー連携の前提として，戸籍情報を全て提供するのではなく，情報照会機関側が求める必要な情報を抜き出して提供することが適当であるが，戸籍の公開の在り方を検討する上で，戸籍情報の機微性がどの程度高いかという点についても，一定程度把握しておく必要があるのではないか。

・情報提供ネットワークシステムを利用した連携方法によると，なかなか制約が多くて難しいところがあることを踏まえ，別の方策があるかどうか，例えば，専用回線を引いて戸籍情報を直接やりとりする方法などを検討する必要があるのではないか。

### 【戸籍制度に関する研究会の中間とりまとめについて】

- マイナンバーが住民票を基に付番したものであるので，戸籍はあるがマイナンバーを保有していない場合があり，この部分をどのように補完するかという課題もある。

・戸籍謄本等の広域交付については，本籍地以外の市区町村のコンビニで，現在戸籍証明書を取得可能なサービスを一部の市区町村では開始しており，これと制度面で異なっていること明確にした方が良いのではないか。

以 上